

近世蝦夷人物志叙

所憫乎蝦夷者、非以其被髮左衽也、非以其羶食穴居也、憫其於君臣父子夫婦長幼之道未曾聞也、苟於道有聞焉、詎病被髮与左衽耶、官設府所以治蝦夷者、其 **1 オ]** 意蓋在斯歟、然吾常異、吏之來茲土者、不務其本、而區々於其末、不考其實、而汲々於其名、利以誑之、威以劫之、剪其髮、薙其鬚、以期移風易俗之功於旬日間、而一不從我所令、輒鞭朴隨加、彼不得 **1 ウ]** 已、改頭換面、以苟免一時、安能中心悅服、是其所以治者、適足以擾之也、豈不亦謬耶、友人松生、有慨于此、嘗告予曰、治蝦夷猶治水、在隨其性而善道之已矣、夫至清而至順者、水之性也、擾 **2 オ]** 之則淆、逆之則激、唯善知其清順而不擾之、則不勞而治矣、其游蝦夷而歸也、得夷民之事出於義行合於道者而録之、釐爲三卷、属余叙、予一読歎曰、嗚呼不毛之地、窮髮之俗、其誰誨而誰 **2 ウ]** 規耶、天良之不昧、自發見於動止之間、雖軒冕縉紳之徒、有不可及者、況上有諄々善誘之師、下有僂々忠告之友、日漸摩之、而月掖勵之、其所以觀感興起者、果如何哉、予於是乎知松 **3 オ]** 生持論之不謬、而方今急務在此、不在彼也

安政戊午元旦、独松居士、叙於函畧寓舍 **3 ウ]**

以上の本文は編者が読点を補った以外、忠実に宇和島本のテキストを活字化している。道序本を校合した。

宇和島本は国文学研究資料館によって公開されている

<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100269980/viewer>

宇和島本との照合をしやすくする為、その丁数を赤字で本文に記した。

道序本の「叙」は高木崇世芝の翻刻本（E 文献目録を参照）にカラー写真（p.4-5）がある。

以下、訓読文を公開する。訓読文作成にあたって、宇佐美文理先生（京都大学）に重要な助言をいただいた。

近世蝦夷人物志叙

蝦夷^{あは}を憫れむ所は、其の被髮^{ひはつきじん}左衽^{もつ}^{あら}¹するを以てに非ざるなり、其の糞食^{せんしけつきよ}穴居²するを以てに非ざるなり。君臣父子夫婦長幼³の道を未だ曾て聞かざるを憫れめばなり。苟^{いや}しくも道に於いて聞く⁴有らば、詎^なんぞ被髮と左衽とを病^{やまひ}とせんや。官の府を設けて蝦夷を治むる所以^{ゆゑん}は、其の意蓋^{けだ}し斯^{これ}に在るか。然れども吾れ常に異^{あやし}む、吏の茲^この土^{きた}に来る者の其^{もと}の本に務めずして其^{すゑ}の末に區々とし、其^みの実を考へずして其^なの名に汲々とするを。利^{たぶらか}以て之を誑^{おびやか}し、威^き以て之を劫^{ひげ}し、其^その髪を剪り、其^その鬚を薙り、以て移風易俗の功^{じゆんじつ}⁵を旬日^{しかう}の間に期^{いつ}す。而して一に我が令する所に従はざれば、輒^{すなは}ち鞭^{べんぼく}扑⁶随⁷ひ加ふ⁷。彼⁸已むを得ず改頭換面⁹して以て一時^{こうめん}に苟免¹⁰するも、安^{いづく}んぞ能く中心より悦服^よ¹¹せん。是れ其の治むる所以^{たま}は、適^{たま}た

1 髪^{かみ}の毛をざんばらにして、襟^{えり}を左前に（相手から見て左側）にすることは中国では野蛮人の風習とされた。『論語』「憲問」18（新釈漢文体系 1, p.317）に拠る表現。

2 生臭いもの（肉）を食べて、洞窟にすむこと、これも野蛮人、又上古の風習とされた。

3 儒教で基本的な人間関係と見られる「五倫」のうち四つ。五番目の、唯一上下関係を現わさない「朋友」が言及されていない。

4 『論語』「里仁」8（「朝聞道、夕死可矣」）に拠る表現（新釈漢文体系 1, p.93）。「道」は人の日常にふみ行うべき倫理。

5 幕府は安政二年三月に松前藩に蝦夷地全土を上知させ、幕府直轄地にした（用語集の「公料」参照）あと、安政三年五月にアイヌに対して松前藩時代の差別政策にかわって同化政策（用語集「帰俗」参照）をとりはじめた。それを実行するとき、地元の箱館奉行所派遣の詰合や場所の支配人、番人がかなりの圧力をかけて、アイヌの「帰俗」を自分の功績として箱館に報告したようである。この同化政策の様々な面は『人物誌』の中心的なテーマの一つである。

6 鞭（むち）で扑（う）つこと。

7 即座に加える。

8 アイヌのこと。

9 髪形を変えたり、鬚をそったり、耳輪をはずしたりなどする。

10 「苟免」は危険や罰などをかりそめに免れる。『論語』為政 3「之を道（みちび）くに政を以てし、之をと斉（ととな）ふるに刑を以てすれば、民（たみ）免（まぬか）れて恥づる無し。」（「道之以政、斉之以刑、民免而無恥」、新釈漢文大系 1, p.39）を背景にした表現。

11 心から喜びしたがうさま。『書経』「武成」に拠る表現。武王が「商」の最後の帝紂辛を討って、新しい「周」の天下を開いたときに、民の反応を表現しているところに「万姓悦服」とある。

ま以て之を擾^{みだ}すに足るなり。豈^あに亦た謬^{あやま}たざらんや。友人松生^{しやうせい}¹²、此に慨¹³有りて、嘗て予れに告げて曰はく。蝦夷を治むるは、猶ほ水を治むるがごとし。其の性に随ひて善く之を道びくに在るのみ。夫れ至清にして至順なる者は水の性なり。之を擾^{みだ}せば則ち滂^{にこ}り、之に逆^{さか}らへば則ち激^{げき}す。唯だ善く其の清順を知りて之を擾^{みだ}さざれば、則ち勞せずして治^{をさま}らん。¹⁴ 其の蝦夷^{あそ}に遊びて帰るや、夷民^{こと}の事^{こと}の義^{おこない}に出で^{おこない}行^{おこない}の道に合する者¹⁵を得て之を録し、釐^{をさ}めて三卷と為し、余に叙^{たの}を属^わむ。予れ一読して歎じて曰はく、嗚呼、不毛^あ¹⁶の地、窮^{きゆうはつ}髮¹⁷の俗、其れ誰か誨^{をし}へ、誰か規^{ただ}さんや。天良の不味^{ふまい}¹⁸、自ら動止の間に発見^{はつげん}¹⁹すること、軒冕^{けんべんしんしん}縉紳^{いへど}の徒²⁰と雖も及ぶべからざる者有り。況んや上に諄^{じゆんじゆん}々として善く誘^{いざな}ふ²¹の師有り、下に僣々として忠告²²するの友有りて、日に之を漸^{ぜんま}摩²³し、月に之を掖^{えきれい}励²⁴すれば、其の觀感^{かんかんこうき}興²⁵起する所以は、果たして如何ならんや。予れ是に於てか松生の持論の謬²⁶たずして、方今の急務は此に在りて、彼²⁶に在らざるを知るな

¹² 松浦武四郎のこと。姓を中国風に「修姓」して一字にした上、学問をやる人をさすに使う「生」をつけたもの。

¹³ なげくこと、慷慨すること。

¹⁴ 『孟子』告子上2、では「人の性」が生まれながら「善」であることが「水之就下」になぞらえられる。水をうてば、「躍」らせることが可能で、又水を「激」して山に上らせることも可能であるが、「是豈水之性哉」という。同じく、人をして「不善」をさせることが可能であっても、それはその「性」に無理をさせるからであると主張している（新釈漢文大系4, p. 479）。

¹⁵ 「事」と「行」はともに「行為」をいう。アイヌの行為が義をあらわし、道に適う例という意。

¹⁶ 作物の生えないさま。

¹⁷ 草木が生えない北国。『莊子』 「逍遙遊」による。

¹⁸ 自然ながらの明るさ。「不味」は「くらくない」、つまり心が明るくて物欲におおわれていないさまをいう（『老子』14章による）。

¹⁹ 現れ出ること。

²⁰ 官位や爵禄、礼装の人。

²¹ 『論語』「子罕」11に孔子の弟子顔淵が「師」について「循循然善誘人」と言い、「顔淵」23では孔子が「友」とは何かと問われて「忠告而善道」と答えた（新釈漢文大系1, p. 302）。

²² 朋友の努め励ましあうさま。『論語』「子路」28に拠る。

²³ 教育して感化を与えること（「漸」はみちびくこと、「摩」はみがくこと）。

²⁴ 助け励ますこと。

²⁵ 感動して奮起すること。

²⁶ 外面的な「改頭換面」などをいっている。

り。

安政戊午²⁷元旦、独松居士²⁸、函畧²⁹寓舎に叙す。

²⁷ 安政五年一月一日は1858年2月14日に当たる。

²⁸ 向山英五郎（号：黄村/黄邨）のこと。文政九（1826）年生、明治三十（1897）年歿。養父向山源大夫の後をついで安政三年箱館奉行支配調役となる。慶応二年に外国奉行になり、将軍徳川慶喜の弟徳川昭武に随行してパリを訪問した。維新後は駿府（静岡）に隠退し、教育者として活躍。晩年東京に戻り、詩作に励んだ。著書に『景蘇軒詩鈔』などがある。独松居士は向山黄村であることは「自伝」（p.235）記述で明らかである。なお、道序本には筆者の名は「独茨居士」（「茨」は「光」の異体字）となっている。高木版、p. 4-5の写真を参照。

²⁹ 箱館（函館）の町。畧は山間の盆地。